

主 文

本件申立を棄却する。

理 由

本件訂正申立の要旨は、右当裁判所決定によれば被告人の本籍地として福島県石城郡 a 町大字 a 字 b c 番地の d と表示せられているが被告人は右決定前昭和二年一月一四日本籍地を前記場所から同県相馬郡 e 町 f 字 g h 番地に転籍したものであるから右決定の誤の訂正を求めるというのである。

然し本件訂正申立はただ被告人の本籍地の表示の訂正を求めるだけであつて、当裁判所の前示裁判の内容に誤のあることを理由とするものでなく、従つて、刑訴四一五条一項の要件を欠くから同四一七条一項に従い全裁判官の一致で主文のとおり決定する。

昭和二六年九月一三日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	斎	藤	悠	輔
裁判官	澤	田	竹	治 郎
裁判官	真	野		毅
裁判官	岩	松	三	郎